

平成28年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年3月25日

開会

- 日程第1 平成28年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成28年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第5 議案第12号 瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第13号 瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第14号 平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について
- 日程第8 議案第15号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第16号 瑞穂市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第17号 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第11 議案第18号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第19号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第13 議案第20号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第14 その他 教育次長
教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第 1 1 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 7 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定によるもの。

議案第 1 2 号

瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について

瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）
の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（17）教育委員会に関する訴訟、審査請求に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（委任事務）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する所管事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（16） 略</p> <p><u>（17） 教育委員会に関する訴訟、審査請求に関すること。</u></p>	<p>（委任事務）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する所管事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）～（16） 略</p>

行政不服審査法関連 3 法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ **不服申立前置**（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の**廃止・縮小** など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

議案第 13 号

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、個人番号等を提供する事務について必要な事項を定めるため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改める。

本則に次の1条を加える。

（提供することができる保有特定個人情報）

第5条 条例第4条及び別表第4の規定により教育委員会が市長に対して提供することができる規則で定める事務及び保有特定個人情報は、別表の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の保有特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

	事 務	保有特定個人情報
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始又は同法第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同法第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止又は廃止、同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第2教育扶助基準に関する情報

2	生活保護法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報及び生活保護法による保護の基準別表第2教育扶助基準に関する情報
---	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瑞穂市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年瑞穂市教育委員会第16号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>（提供することができる保有特定個人情報）</p> <p>第5条 条例第4条及び別表第4の規定により教育委員会が市長に対して提供することができる規則で定める事務及び保有特定個人情報は、別表の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の保有特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第5条関係）</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

	事 務	保有特定個人情報
1	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止又は廃止、同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>生活保護法第6条の第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第2教育扶助基準に関する情報</p>
2	<p>生活保護法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護法第6条の第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報及び生活保護法による保護の基準別表第2教育扶助基準に関する情報</p>

議案第14号

平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について

平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年度瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について策定するもの。



平成28年度 瑞穂市教育の方針と重点

平成28年度 瑞穂市の目指す教育の方向

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進

～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市教育委員会

瑞穂市保育所保育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む保育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する力
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と知的好奇心を育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の保育所保育の課題

- ・明るく活力に満ちた魅力ある保育所づくり
- ・家庭や地域と連携した開かれた保育所づくり
- ・豊かな感性、自主・協調の態度の育成と道徳性の芽生えの醸成
- ・子育て支援のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 保育所の保育目標の具現に徹する保育所経営

経営

全職員の協力体制による明るく活力ある保育所経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通した総合的な指導

研修

保育士としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】
 - ・保育目標の具現のため、全職員の協力体制による明るく活力と魅力のある保育所経営
 - ・乳幼児の命を守りきることを最優先に考えた全職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会との連携の強化
- 【研修】
 - ・自己評価及び保護者の意見や要望を生かした開かれた保育所経営の推進
 - ・保育に携わる公務員としての使命を自覚するとともに、保育所の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のための組織的・継続的な研修の推進
 - ・保育所経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼保小の連携を図り幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】
 - ・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・保育所、そして家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
 - ・保小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び幼稚園・関係諸機関とのより一層の連携

重点

【指導計画】

- ・乳幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の工夫・改善
- ・保護者の思いや一人一人の実態をとらえた長期的・短期的な個別の指導計画の工夫・改善
- ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善

【乳幼児理解と指導】

- ・一人一人の乳幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、保育士と乳幼児、また乳幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、道徳性の芽生えを培い、思いやる心、感動する心、がまんする心など、心を育む援助の充実
- ・乳幼児が保育士との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気づき、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助の工夫
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる指導・援助の工夫
- ・幼児一人一人の発達の特性を理解し、全職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実

【環境の構成】

- ・一人一人の乳幼児が長時間にわたる保育において安定した生活を送り、充実した活動ができる環境の構成と工夫
- ・乳幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通した5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
- ・乳幼児が興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わることを意図的・計画的な環境の構成と工夫

指導

設備

- 安全且つ快適な施設環境整備
 - ・施設管理計画に基づく保育施設の長寿命化の推進
 - ・待機児童解消を目的とした、未満児受入れ拡充に伴う保育所改修事業の推進
 - ・保育を行う上で必要となる備品の充実

瑞穂市幼稚園教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の幼稚園

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む教育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と知的好奇心を育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の幼稚園教育の課題

- ・明るく活力に満ちた魅力ある幼稚園づくり
- ・人やもの、自然などと豊かに関わる環境構成の工夫と活動の充実
- ・美しさや不思議さなどに気付く心や力の育成
- ・集団生活を通じた規範意識の芽生えの育成
- ・幼児期の教育のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営

経営

全教職員の協力体制による明るく活力のある幼稚園経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通じた総合的な指導

研修

教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】
 - ・教育目標の具現のため、全教職員の協力体制による明るく活力と魅力のある幼稚園経営
 - ・幼児の命を守りきることを最優先に考えた全教職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会との連携の強化
 - ・自己評価や学校関係者評価を生かした開かれた幼稚園経営の推進
- 【研修】
 - ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、幼稚園の課題や自己の課題を明確にし課題解決のための組織的・継続的な研修の推進
 - ・幼稚園経営に参画する意識を高める研修，専門性を高める研修，幼保小の連携を図り幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】
 - ・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・幼稚園、そして家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
 - ・幼小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進，及び保育所・関係諸機関とのより一層の連携

重点

指導

- 【指導計画】
 - ・幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の工夫・改善
 - ・一人一人の教育的ニーズをとらえた長期的・短期的な個別の指導計画の工夫・改善
 - ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善
- 【幼児理解と指導】
 - ・一人一人の幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
 - ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、道徳性の芽生えを培い、思いやる心、感動する心、がまんする心など、心を育てる指導の充実
 - ・幼児が教師との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助の工夫
 - ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる指導・援助の工夫
 - ・幼児一人一人の発達の特性を理解し、全教職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実
- 【環境の構成】
 - ・幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通じた5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
 - ・幼児自らが興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わる意図的・計画的な環境の構成と工夫
 - ・幼児が絵本や物語などに親しむことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

設備

- 安全且つ快適な施設環境整備
 - ・施設管理計画に基づく園舎等の長寿命化の推進
 - ・3歳児受け入れ拡充に伴う、園舎改修事業の推進
 - ・教育を行う上で必要となる備品の充実

瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 魅力ある「みずほ」の学校

今日的課題

- 「生きる力」を育む教育
 - ・確かな学力
 - ・豊かな心
 - ・健やかな体

豊かな心と

未来を切り拓く力を育む教育

- ・感動する心
- ・見つける力
- ・不屈の心
- ・考える力
- ・思いやる心
- ・創り出す力

瑞穂市の学校教育の課題

- 魅力ある学校づくりのさらなる推進
 - ・全教育活動における「自ら学び自ら考える力」の育成
 - ・人間としての尊厳、倫理観など道徳性を養う心の教育の充実
 - ・心身ともに健康で安全に生活する態度の育成
 - ・発達段階や一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の工夫・改善
 - ・教職員の資質向上を図る研修体制の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」を育む指導
- 学校の教育目標の具現に徹する学校経営

経営

一人一人の教職員が能力を発揮できる明るく活力のある学校経営

指導

一人一人に自ら学ぶ力を身に付け、「生きる力」を育む指導

研修

教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】 ○学校・家庭・地域の協働による魅力ある学校づくりのさらなる推進
 - ・全教職員が能力を発揮する運営組織の充実
 - ・自己評価及び学校関係者評価等を生かした開かれた学校経営の推進
- 【研修】 ○自己の課題を明確にし、確かな指導力を身に付ける研修の充実
 - ・教員の資質や指導力の向上及び学校の課題解決のための授業研究・校内研修の充実
 - ・教員としてのライフプランを明確にした主体的・計画的な研修の充実
- 【連携】 ○校種間（保・幼と小、小と中）の連携強化
 - ・一貫性のある教育の推進のための体制強化と交流の充実

重点

指導

- 【教科指導】 ○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度の育成
 - ・確かな学力の育成を図るための全校体制による指導改善サイクルの充実
 - ・一人一人が主体的・協働的に学習し、学ぶ喜びが感じられる指導と評価、見届けの工夫・改善
- 【道徳教育】 ○自己を見つめる力と他を思いやる心の育成
 - ・全教育活動を通して道徳性を養うための全体計画・指導計画の工夫・改善
 - ・道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める道徳の時間の指導方法の工夫
- 【外国語活動】 ○外国語を通じた、コミュニケーション能力の素地の育成
 - ・楽しみながら積極的にコミュニケーションを図る指導方法及び評価の工夫・改善
 - ・ALTを効果的に活用した体験的な活動の充実
- 【総合的な学習の時間】 ○よりよく問題を解決する資質や能力の育成
 - ・体験活動と言語活動を意図的に位置付けた探究活動の充実
- 【特別活動】 ○よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成
 - ・児童生徒の自発的、自治的な活動を生み出す学級経営の充実
- 【生徒指導】 ○共感的な理解の徹底と自己指導能力の育成
 - ・一人一人が存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くための全校体制による指導の充実
 - ・不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応するための全校職員による組織的な教育相談体制の充実
- 【進路指導】 ○主体的に進路を選択できる能力や態度の育成
 - ・自己理解を深め、望ましい勤労観や職業観を身に付ける体験活動等の実践とガイダンス機能の充実
- 【健康教育】 ○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度の育成
 - ・健康・安全で活力ある生活を営むための児童生徒の発達段階を踏まえた保健・安全・食・運動についての指導の充実
 - ・実践的な「命を守る訓練」等を通して、自ら考え主体的に判断して行動できる児童生徒を育む防災教育の充実
- 【特別支援教育】 ○自立し社会参加するための基盤となる力の育成
 - ・一人一人の教育的ニーズを理解し全教職員による組織的な支援体制の充実
- 《全教育活動》 ○互いの人格を尊重し、互いに高め合う学校づくり
 - 本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成
 - 学校・家庭・地域社会の連携による「ふるさと教育」の推進

施設設備

- 安全且つ快適な施設環境整備
 - ・施設管理計画に基づく市内小中学校の校舎、体育館、プール等の長寿命化の推進
 - ・快適な教育環境を整えるための、中学校のエアコン設備設置事業の推進
 - ・学力及び教育の質の向上を目的とした、備品及びICT関連の学習教材の充実

瑞穂市社会教育の方針と重点

1 学習・1 スポーツ・1 奉仕 生涯学習のまち「みずほ」

今日的課題

- ・ 少子高齢化，グローバル化に対応した学習環境の整備
- ・ 読書活動の推進，文化芸術活動の振興，文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用
- ・ 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育む環境づくりの推進

豊かな心と

未来を切り拓く力を発揮する

「人づくり・まちづくり」

- ・ 感動する心
- ・ 不屈の心
- ・ 思いやる心
- ・ 見つける力
- ・ 考える力
- ・ 創り出す力

瑞穂市の社会教育の課題

- ・ 生涯にわたり学び続けるための機会の充実
- ・ 地域で役立つための場の設定
- ・ 住民による主体的な地域コミュニティづくり
- ・ 青少年健全育成のための関係団体との連携

方針

- 学び続けることに生きがいをもち，地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- 連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

人づくり

生涯にわたって，自己理解・自己実現に努め，社会に貢献できる市民の育成

まちづくり

互いに尊重し合い，共に豊かな生活ができる，生き生きとした地域社会の育成

【生涯にわたって学び続ける人づくり】

<学習>

- ・ 家庭の教育力の向上を目指した家庭教育学級の推進と乳幼児家庭教育学級の充実
- ・ 市民対象の特色ある公民館講座の開設（瑞穂総合クラブ，市民自主講座，美来の森工房における講座等）
- ・ 社会のニーズに対応した生きがいづくりを支援する講座の開設（瑞穂大学寿学部，脳力活性学部，女性学部）
- ・ 市民の要望により市職員を派遣する出前講座の推進
- ・ ホームページや情報誌，チラシ等による生涯学習に関わる情報の提供
- ・ 社会人権教育の推進
- ・ 公民館，総合センターの効率的な維持管理による学習場所の提供

<文化>

- ・ 世代や課題に応じた読書活動の推進（子どもの読書活動の推進等）
- ・ 優れた芸術文化に触れる機会の充実（講演会・演劇祭等）
- ・ 民俗資料の整理と，歴史・ふるさと学習に対する支援（企画展等）
- ・ 地域で継承されてきた伝統芸能・伝統行事等に対する支援（和宮例祭・美江寺宿場祭等）
- ・ 市民文化の拠点としての総合センター，図書館の効果的な運営による活動場所の提供

<スポーツ>

- ・ 指導者の個性を生かした生涯スポーツの推進（体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ，スポーツ推進委員等）
- ・ 市民がスポーツに触れる機会の提供（リトミック体操，ボウリング大会，ファミリーハイキング等）
- ・ スポーツや文化の振興に資するため，全国大会等への出場を顕彰する激励金制度の推進
- ・ 社会体育施設等の効率的な維持管理による活動場所の提供と社会体育施設の計画的整備

【地域で役立とうとする人づくり】

- ・ 生涯学習，文化，スポーツに関わるボランティア指導者の発掘と育成
- ・ 地域の教育力（地域先生）を活かした瑞穂総合クラブの推進
- ・ 各種社会教育関係団体（PTA，子ども会，女性の会，文化協会，体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ等）との連携，運営に関わる適切な支援と地域活動への機会提供
- ・ 社会教育推進員の資質向上のための支援とスポーツ推進委員による市民の生涯スポーツ推進の支援
- ・ 文化財の保護や発掘，伝統芸能の保存と継承への支援

【住民による主体的なまちづくり】

- ・ 5校区活動委員会や自治会単位における地域コミュニティづくりに関わる主体的な活動の推進
- ・ 社会教育推進員の資質向上及び校区活動や自治会活動における主体的な活動の推進

【家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり】

- ・ ボランティアカードの活用等による地域におけるボランティア活動の推進
- ・ 瑞穂総合クラブなど，土曜学習の場の充実
- ・ 青少年育成市民会議の主体的活動の支援と，学校・家庭・地域・各種関係団体との連携強化
- ・ ジュニア（少年）リーダーの育成と地域活動への積極的な派遣
- ・ スポーツ活動，青少年育成活動，自治会活動，子ども会活動，学校等への指導者派遣等の活動支援

人づくり

重点

まちづくり

施設

- 安全且つ快適な施設環境整備
 - ・ 施設管理計画に基づく生涯学習施設の長寿命化の推進

瑞穂市教育の全体構想

県の学校教育の方向

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指す。
- ・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもの健全育成に努める。

県の社会教育の方向

- ・子どもたちが、将来社会で自立していけるように、また、地域の自然、歴史、伝統文化などに触れ親しみ、ふるさとに愛着と誇りをもてるように、地域づくり、人づくりを推進する。

瑞穂市教育の課題

- 社会の変化に対応してたくましく生き抜くことができる「生きる力」を備えた子どもの育成と、それを目指す魅力ある学校づくり及び教員の資質向上（学校教育の振興）
- 幼児期の教育と小学校教育の滑らかな接続と、質の高い保育・教育活動の推進（幼児教育の振興）
- 市民一人一人が生涯にわたり学び続けるための機会の充実と指導者の育成（人づくり）
- 住民による主体的な地域づくりと関係団体との連携による青少年の健全育成（まちづくり）

瑞穂市の目指す教育の方向

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進
～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

生涯学習

保育所保育・学校教育の方針

- ・一人一人に「生きる力」の基礎（幼保）及び「生きる力」（小中）を育む指導
- ・保育所・幼稚園・学校の保育目標・教育目標の具現に徹する経営

社会教育の方針

- ・学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- ・連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

保育所保育・学校教育の重点

- 経営** 全教職員の協力体制による明るく活力のある経営一人一人の教職員が能力を發揮できる明るく活力ある経営
- 指導** 発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通した総合的な指導
- 研修** 一人一人の個性を伸ばし、「生きる力」を育む指導資質と確かな指導力を高める主体的な研修

社会教育の重点

- 人づくり**
生涯にわたって、自己理解・自己実現に努め、社会に貢献できる市民の育成
- まちづくり**
互いに尊重し合い、共に豊かな生活ができる生き生きとした地域社会の育成

■キャッチフレーズ

- 心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども
- ・人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所、幼稚園
 - ・魅力ある「みずほ」の学校

■キャッチフレーズ

- 1 学習・1 スポーツ・1 奉仕
生涯学習のまち「みずほ」

瑞穂市の目指す教育

平成15年5月1日合併以降、着実に歩みを進め、5万人の市民が息づく瑞穂市へと成長してきた。そして、平成20年度には市民主体の住みよいまちづくりを目指して「瑞穂市民憲章」が制定された。ここには、ふるさと瑞穂市への誇りと愛着をもてる人づくり・まちづくり推進のための決意と市民の意思・姿勢が明確に掲げられている。

これを受け、瑞穂市の目指す教育は「豊かな市民性を培う瑞穂市教育～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～」であることを再確認した。

「豊かな心」とは、価値あるもの・崇高なものに「感動する心」、困難に立ち向かう「不屈の心」、他人や自然を「思いやる心」である。「未来を切り拓く力」とは、成果や課題となる事実を「見つける力」、価値や因果を「考える力」、よりよい方法や質の高い文化を「創り出す力」である。

この「豊かな心と未来を切り拓く力」をもって、「社会において自立して生きること」と「生涯にわたって学習すること」のできる人づくりを目指している。

「学校教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 魅力ある『みずほ』の学校」を、「幼児教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 人間形成の基礎を培う『みずほ』の保育所・幼稚園」を、「社会教育」では、「1学習・1スポーツ・1奉仕 生涯学習のまち『みずほ』」をそれぞれのキャッチフレーズに取り組みたい。

瑞穂市民憲章

平成20年9月5日制定

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

議案第 15 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 28 年 4 月から放課後児童クラブの利用申込の増加に伴う定員の変更及
び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法
律第 69 号）の施行に伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化するため、
市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本田小校区放課後児童クラブの項中「50」を「70」に改め、同表穂積小校区放課後児童クラブの項中「70」を「105」に改め、同表牛牧小校区放課後児童クラブの項中「60」を「130」に改め、同表西小校区放課後児童クラブの項中「20」を「50」に改め、同表中小校区放課後児童クラブの項中「20」を「60」に改め、同表南小校区放課後児童クラブの項中「60」を「75」に改める。

様式第3号及び様式第3号の4中

「

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

を

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表

に

となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第3号の5中

「

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日(異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。))。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市長が被告の代表となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前

記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第4号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

を

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表

に

となります。）、提起することができます（なお、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することがで
きなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審
査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月
以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第6号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った
日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをする
ことができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った
日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決の
あったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被
告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの
訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過する
と取消しの訴えを提起することができません。

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の
翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます
（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると
審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない

こととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても
裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著
しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないこ
とにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴
えを提起することができます。

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続
であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則
の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従
前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の瑞穂市放課後児童健全育成
事業実施条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、
当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 558 1104 944"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u></p> <p><u>様式第3号の4（第7条関係）</u></p> <p><u>様式第3号の5（第7条関係）</u></p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u></p>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	70	穂積小校区放課後児童クラブ	105	牛牧小校区放課後児童クラブ	130	西小校区放課後児童クラブ	50	中小校区放課後児童クラブ	60	南小校区放課後児童クラブ	75	<p>(名称等)</p> <p>第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 558 2000 944"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第3号の4（第7条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第3号の5（第7条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u></p> <p>略</p>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	60	本田小校区放課後児童クラブ	50	穂積小校区放課後児童クラブ	70	牛牧小校区放課後児童クラブ	60	西小校区放課後児童クラブ	20	中小校区放課後児童クラブ	20	南小校区放課後児童クラブ	60
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	70																																
穂積小校区放課後児童クラブ	105																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	130																																
西小校区放課後児童クラブ	50																																
中小校区放課後児童クラブ	60																																
南小校区放課後児童クラブ	75																																
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	60																																
本田小校区放課後児童クラブ	50																																
穂積小校区放課後児童クラブ	70																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	60																																
西小校区放課後児童クラブ	20																																
中小校区放課後児童クラブ	20																																
南小校区放課後児童クラブ	60																																

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

略

改正後（案）

現行

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書

瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を承諾・不承諾しますので通知します。

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を承諾・不承諾しますので通知します。

記

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)	
クラブ名			
区分	承諾	平日	
		土曜日	
	不承諾	理由	
備考			

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)	
クラブ名			
区分	承諾	平日	
		土曜日	
	不承諾	理由	
備考			

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第3号の4（第7条関係）

様式第3号の4（第7条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を 承諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を 承諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
延長保育利用期間		
区分	承諾	平日
		土曜日
	不承諾	理 由
備 考		

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
延長保育利用期間		
区分	承諾	平日
		土曜日
	不承諾	理 由
備 考		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第3号の5（第7条関係）

様式第3号の5（第7条関係）

世帯番号	
------	--

世帯番号	
------	--

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書

瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書

様

様

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

瑞穂市長

印

瑞穂市長

印

下記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定（変更）いたしましたから通知します。

下記の児童に係る放課後児童クラブ保育料を瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定（変更）いたしましたから通知します。

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
保育料	月 円

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
保育料	月 円

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

（教 示）

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

（教 示）

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する判決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

○ クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

○ クラブについて変更のあった場合は改めて通知します。

改正後（案）

現行

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブ利用取消通知書

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

瑞穂市放課後児童クラブの利用の取消しを決定しましたので、通知します。

記

記

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日
取消の理由	(条例第8条 号該当)
備考	

利用児童氏名及び生年月日	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名	
利用取消日	年 月 日
取消の理由	(条例第8条 号該当)
備考	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長 印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定 通知書
申請却下

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について次のとおり
減免を決定
申請を却下
します。

記

利用児童氏名及び生年月日				年 月 日生 (小学校 年生)		
クラブ名						
区分	決定	減免期間	年 月分から 年 月分まで			
		保 育 料	規定保育料	減 免 割 合	減 免 額	差引保育料
	減免理由	円	%	円	円	
却下	却下理由					
備考						

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

現行

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長 印

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免
決定 通知書
申請却下

申請のありました瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請について次のとおり
減免を決定
申請を却下
します。

記

利用児童氏名及び生年月日				年 月 日生 (小学校 年生)		
クラブ名						
区分	決定	減免期間	年 月分から 年 月分まで			
		保 育 料	規定保育料	減 免 割 合	減 免 額	差引保育料
	減免理由	円	%	円	円	
却下	却下理由					
備考						

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。
この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

議案第16号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成28年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援
法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、幼児教育の段階的無償化
に向けた取組を行うため、並びに行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、不服申立ての手續
きを審査請求に一元化等するため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（利用の要請）

第10条の2 児童福祉法第24条第3項の規定による児童の利用の要請は、保育の利用要請書（様式第9号の2）により行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

（確認の辞退）

第22条の2 法第36条又は第48条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設等確認辞退届出書（様式第22号）により行うものとする。

別表（1）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表の表3の部中「6, 500」を「3, 250」に改め、同表備考に次のように加える。

7 6の規定にかかわらず、所得割課税額が77, 101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

8 6及び7の規定にかかわらず、所得割課税額が77, 101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表（2）法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表の表3（C）の部中「7, 800」を「3, 900」に、「6, 400」を「3, 200」に改め、同表4（D1）の部市町村民税所得

割合算額 97,000円未満の項の前に次のように加える。

市町村民税所得割合 算額 77,101円未満 (要支援者等)	7,500	7,500	6,500	6,500
--------------------------------------	-------	-------	-------	-------

別表(2)法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表の表備考に次のように加える。

7 6の規定にかかわらず、所得割課税額が57,700円未満の世帯(要支援者等を除く。)において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額(10円未満の端数は切り捨てる。)、第3子以降の場合は無料とする。

8 6及び7の規定にかかわらず、所得割課税額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

様式第4号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由がある

ときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表と
に
なります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第5号を次のように改める。

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました支給認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

を

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となり
ます。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著

に

しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

改める。

様式第7号、様式第8号及び様式第9号中

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 1 号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

を

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となり
ます。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著

に

しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第13号及び様式第14号中

「

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

」

「

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して

6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表と
なります。）、提起することができます（なお、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の
翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができ
なくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査
請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以
内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

改める。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 2 号（第 2 2 条の 2 関係）

特定教育・保育施設等確認辞退届出書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地
申請者 名称
代表者氏名

㊞

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、子ども・子育て支援法第 3 6 条又は第 4 8 条の規定により、次のとおり確認を辞退したいので届け出ます。

確認を 辞退する 施設・ 事業所	名 称		
	種 類	認定こども園（ <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型）	
		幼稚園（認定こども園を除く。）	保育所（認定こども園を除く。）
		家庭的保育事業	小規模保育事業（ <input type="checkbox"/> A型・ <input type="checkbox"/> B型・ <input type="checkbox"/> C型）
		居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業（ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 小規模型）
所 在 地			
確 認 年 月 日			
確認を辞退する年 月 日			
確認を辞退する理 由			
現に施設又は事業 所を利用している 者に対する措置			

注 確認を辞退する日の 3 月前までに届け出ること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
<p><u>（利用の要請）</u> 第10条の2 児童福祉法第24条第3項の規定による児童の利用の要請は、保育の利用要請書（様式第9号の2）により行うものとする。</p> <p><u>（確認の辞退）</u> 第22条の2 法第36条又は第48条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設等確認辞退届出書（様式第22号）により行うものとする。</p> 別表（第18条関係） (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表			<p>別表（第18条関係） (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表</p>		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	教育標準時間 認定(K)	階層区分	定義	教育標準時間 認定(K)
1	被保護者等世帯	円 0	1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0	2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200

3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500

備考

1～6 略

7 前項の規定にかかわらず、所得割課税額が77,101円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

8 前2項の規定にかかわらず、所得割課税額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの

3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	6,500
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500

備考

1～6 略

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの

利用者負担額基準表

各月初日の支給認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)	保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)
		円	円	円	円
1(A)	被保護者等世帯	0	0	0	0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援 者等）	<u>3,900</u>	<u>3,900</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D) 1)	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援 者等）	<u>7,500</u>	<u>7,500</u>	<u>6,500</u>	<u>6,500</u>
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000

利用者負担額基準表

各月初日の支給認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)	保育標準 時間認定 (H)	保育短時 間認定(T)
		円	円	円	円
1(A)	被保護者等世帯	0	0	0	0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援 者等）	<u>7,800</u>	<u>7,800</u>	<u>6,400</u>	<u>6,400</u>
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D) 1)	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000

5(D 2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D 3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D 4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D 5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

1～6 略

7 前項の規定にかかわらず、所得割課税額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

8 前2項の規定にかかわらず、所得割課税額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

様式第4号（第4条関係）

略

5(D 2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D 3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D 4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D 5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

1～6 略

様式第4号（第4条関係）

略

様式第5号（第4条関係）

略

様式第6号（第5条関係）

略

様式第7号（第8条関係）

略

様式第8号（第8条関係）

略

様式第9号（第8条関係）

略

様式第9号の2（第10条の2関係）

略

様式第11号（第12条関係）

略

様式第13号（第14条関係）

略

様式第14号（第15条関係）

略

様式第23号（第22条の2関係）

略

様式第5号（第4条関係）

略

様式第6号（第5条関係）

略

様式第7号（第8条関係）

略

様式第8号（第8条関係）

略

様式第9号（第8条関係）

略

様式第11号（第12条関係）

略

様式第13号（第14条関係）

略

様式第14号（第15条関係）

略

改正後（案）

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、次の理由により却下となりましたので通知いたします。

認定却下となる 子ども	氏名	
	生年月日	
却下日		
理由		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

現行

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、次の理由により却下となりましたので通知いたします。

認定却下となる 子ども	氏名	
	生年月日	
却下日		
理由		

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第5号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定処分延期通知書

支給認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました支給認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	

次の理由により申請のありました支給認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日第 号
年 月 日

様

様

岐阜県瑞穂市長 印

岐阜県瑞穂市長 印

利用者負担額決定通知書

利用者負担額決定通知書

下記のとおり利用者負担額が決定しましたので通知します。

下記のとおり利用者負担額が決定しましたので通知します。

記

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
契約日	
利用開始日	
保育料の月額	

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
契約日	
利用開始日	
保育料の月額	

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

(教示)

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第7号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

施設利用決定通知書

施設利用決定通知書

下記の施設の利用が決定しましたので通知します。

下記の施設の利用が決定しましたので通知します。

記

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用開始日	

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用開始日	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第8号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

施設利用不承諾通知書

施設利用不承諾通知書

申込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により利用できませんので通知いたします。

申込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により利用できませんので通知いたします。

記

記

利用できない 子ども	氏名	
	生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称		
理由		

利用できない 子ども	氏名	
	生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称		
理由		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第9号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会教育長

印

印

解約通知書

解約通知書

下記のとおり利用施設を解約しましたので通知します。

下記のとおり利用施設を解約しましたので通知します。

記

記

解約する子どもの氏名及び 生年月日	
解約する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用終了日	
解約理由	

解約する子どもの氏名及び 生年月日	
解約する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用終了日	
解約理由	

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

岐阜県瑞穂市長 印

岐阜県瑞穂市長 印

利用負担額変更通知書

利用負担額変更通知書

次のとおり保育料（月額）を変更しますので通知します。

次のとおり保育料（月額）を変更しますので通知します。

記

記

施設を利用している子どもの氏名及び生年月日		
利用している施設の名称及び所在地		
変更年月		
変更内容	変更前	変更後
支給認定区分		
保育必要量		
階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

施設を利用している子どもの氏名及び生年月日		
利用している施設の名称及び所在地		
変更年月		
変更内容	変更前	変更後
支給認定区分		
保育必要量		
階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第13号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定変更通知書

支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

記

記

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定変更日から30日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定変更日から30日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

現行

様式第14号（第15条関係）

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

様

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市教育委員会教育長

印

支給認定取消（終了）通知書

支給認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、下記の支給認定が終了（取消）したことを通知します。

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、下記の支給認定が終了（取消）したことを通知します。

記

記

支給認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

支給認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から30日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から30日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

改正後（案）

様式第 2 2 号（第 2 2 条の 2 関係）

特定教育・保育施設等確認辞退届出書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ㊟

先に確認を受けた特定教育・保育施設等について、子ども・子育て支援法第 3 6 条又は第 4 8 条の規定により、次のとおり確認を辞退したいので届け出ます。

確認を 辞退する 施設・ 事業所	名 称		
	種 類	認定こども園（ <input type="checkbox"/> 幼保連携型・ <input type="checkbox"/> 幼稚園型・ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 地方裁量型）	
		幼稚園（認定こども園を除く。）	保育所（認定こども園を除く。）
		家庭的保育事業	小規模保育事業（ <input type="checkbox"/> A型・ <input type="checkbox"/> B型・ <input type="checkbox"/> C型）
		居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業（ <input type="checkbox"/> 保育所型・ <input type="checkbox"/> 小規模型）
所 在 地			
確 認 年 月 日			
確認を辞退する年 月 日			
確認を辞退する理 由			
現に施設又は事業 所を利用している 者に対する措置			

注 確認を辞退する日の 3 月前までに届け出ること。

議案第17号

瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する
告示について

瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示
案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

緊急の場合の料金を改定するため、市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する
告示

瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表を次のように改める。

活動日	活動時間帯	単位	料金（児童1人につき）		
			通常	緊急	病児・病後児
平日（月曜日から金曜日まで）	午前9時から午後5時まで	1時間当たり	円 700	円 800	円 1,000
	午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後9時まで	1時間当たり	800	900	1,100
	午後9時から翌日午前7時まで	1時間当たり	1,000	1,100	—
	宿泊（午後7時から翌日午前7時まで）	1泊につき	10,000	10,000	—
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで	1時間当たり	900	1,000	1,200
	午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後9時まで	1時間当たり	1,000	1,100	1,300
	午後9時から翌日午前7時まで	1時間当たり	1,000	1,100	—
	宿泊（午後7時から翌日午前7時まで）	1泊につき	10,000	10,000	—

別表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項第1号中「料金」の次に「（ただし、予約活動時間が1時間の場合は、1時間分の料金の半額とする。）」を加え、同項を同表の5の項とし、3の項の次に次の1の項を加え

る。

4 緊急とは、援助依頼が活動開始時刻から遡り24時間以内の場合をいう。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の援助活動から適用し、同日前の援助活動については、なお従前の例による。

瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第26号）新旧対照表

改正後（案）						現行			
別表（第10条関係） 活動費基準額 1 利用会員は、次の表に掲げる活動日及び活動時間帯に応じた料金を活動時間数に応じ、当該実費相当額と合わせて、提供会員に支払うものとする。						別表（第10条関係） 活動費基準額 1 利用会員は、次の表に掲げる活動日及び活動時間帯に応じた料金を活動時間数に応じ、当該実費相当額と合わせて、提供会員に支払うものとする。			
活動日	活動時間帯	単位	料金（児童1人につき）			活動日	活動時間帯	料金（児童1人当たり）	
			基本	緊急	病児・病後児			基本時間	基本時間外
			円	円	円	平日（月曜日から金曜日まで）	基本時間（午前9時から午後5時まで）	1時間につき 700円 （病児・病後児の場合1,000円）	宿泊（午後7時から午前7時まで） 10,000円
平日（月曜日から金曜日まで）	午前9時から午後5時まで	1時間当たり	700	800	1,000		基本時間外	1時間につき 800円 （病児・病後児の場合1,100円）	
	午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後9時まで	1時間当たり	800	900	1,100	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで	基本時間（午前9時から午後5時まで）	1時間につき 900円 （病児・病後児の場合1,200円）	
	午後9時から翌日午前7時まで	1時間当たり	1,000	1,100	—		基本時間外	1時間につき 1,000円 （病児・病後児の場合1,300円）	
	宿泊（午後7時から翌日午前7時まで）	1泊当たり	10,000	10,000	—				
土曜日、日曜日、祝日	午前9時から午後5時まで	1時間当たり	900	1,000	1,200				

及び12月29日から翌年1月3日まで	午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後9時まで	1時間当たり	1,000	1,100	1,300
	午後9時から翌日午前7時まで	1時間当たり	1,000	1,100	—
	宿泊(午後7時から翌日午前7時まで)	1泊当たり	10,000	10,000	—

- 2 兄弟姉妹等同一世帯の複数の児童に対しての援助活動については、年齢の低い児童から2人の年齢を合計して8歳以上の場合は、2人目以降は半額とする。
- 3 援助活動時間が30分以内のときは、1時間分の料金の半額とする。30分を超え1時間までは、1時間として料金を算定する。ただし、最初の1時間までは、30分に満たないときも1時間とする。
- 4 緊急とは、援助依頼が活動開始時刻から遡り24時間以内の場合をいう。
- 5 利用会員が予約していた援助活動の実施を取り消した場合は、次の各号に定めるところにより、予約した時間に応じて第1項の表により算定した額を取消料として提供会員に支払わなければならない。
- (1) 当日取消し 予約活動時間帯に係る1時間分の料金(ただし、予約活動時間が1時間の場合は、1時間分の料金の半額とする。)
- (2) 無断取消し 予約時間に係る料金の全額

- 2 兄弟姉妹等同一世帯の複数の児童に対しての援助活動については、年齢の低い児童から2人の年齢を合計して8歳以上の場合は、2人目以降は半額とする。
- 3 援助活動時間が30分以内のときは、1時間分の料金の半額とする。30分を超え1時間までは、1時間として料金を算定する。ただし、最初の1時間までは、30分に満たないときも1時間とする。
- 4 利用会員が予約していた援助活動の実施を取り消した場合は、次の各号に定めるところにより、予約した時間に応じて第1項の表により算定した額を取消料として提供会員に支払わなければならない。
- (1) 当日取消し 予約活動時間帯に係る1時間分の料金_____
- (2) 無断取消し 予約時間に係る料金の全額

6 児童の送迎は、活動時間に含まれるものとし、公共交通機関やタクシー等を利用した場合は、その実費を利用会員が負担するものとする。

7 児童の食事（ミルク等）、おやつ、おむつ等は、原則として利用会員が用意する。ただし、これらについて提供会員に費用の負担をかけた場合は、利用会員は、当該費用を実費として提供会員に支払うものとする。

5 児童の送迎は、活動時間に含まれるものとし、公共交通機関やタクシー等を利用した場合は、その実費を利用会員が負担するものとする。

6 児童の食事（ミルク等）、おやつ、おむつ等は、原則として利用会員が用意する。ただし、これらについて提供会員に費用の負担をかけた場合は、利用会員は、当該費用を実費として提供会員に支払うものとする。

議案第 18 号

瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

図書館カードに関する申請書様式を統一するため及び第 8 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 5 項、及び第 10 条第 2 項に必要な様式を定めるものとする。

瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市図書館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「図書館カード交付申込書」を「図書館カード申請書」に改め、同条第3項中「図書館カード再交付届出書（様式第4号）」を「図書館カード申請書」に改め、同条第5項中「図書館カード登録内容変更届出書（様式第5号）」を「図書館カード申請書」に改める。

第10条第2項中「図書館カード（団体用）交付申込書（様式第6号）」を「図書館カード申請書」に改める。

第13条第2項中「様式第7号」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第5号」に改める。

第14条第2項中「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「様式第7号」に改める。

第15条第1項中「様式第11号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第9号」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第8条、第10条関係)

申請年月日 年 月 日

図書館カード申請書

瑞穂市図書館長 宛

図書館カードの新規登録/再交付/登録内容変更を申請します。

利用者コード										本館・分館	個人・団体	
フリガナ										生 年 月 日 (大正・昭和・平成)	年 月 日	
氏 名 <small>(団体の場合は 団体及び代表者 氏名)</small>										性 別	男 ・ 女	
電 話 番 号	① () -				② () -							
住 所										区 分	在住 在勤 在学 その他	
郵 便 番 号	-			旧 No						再交付理由 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 氏名・団体名等の変更 <input type="checkbox"/> カード読取不可		
確 認 欄	運転免許証・保険証・学生証・その他 ()											
備 考							受付者					

様式第4号から様式第6号までを削り、様式第7号を様式第4号とし、様式第8号から様式第12号までを3様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瑞穂市図書館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（個人の館外貸出し等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、本人の住所、所属する事業所又は学校等が明らかになる証明書等を添えて、<u>図書館カード申請書</u>（様式第2号）により館長に提出し、図書館カード（様式第3号）の交付を受けなければならない。</p> <p>3 図書館カードを再交付するときは、<u>図書館カード申請書</u>により、速やかに館長に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 登録内容に変更が生じたときは、変更内容が明らかになる証明書等を提示し、<u>図書館カード申請書</u>により、速やかに館長に届け出なければならない。ただし、氏名を変更する場合には、図書館カードを提出する必要がある。</p> <p>（団体貸出し）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体は、団体の組織、住所等が明らかになる証明書等を添えて、<u>図書館カード申請書</u>により館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。</p>	<p>（個人の館外貸出し等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、本人の住所、所属する事業所又は学校等が明らかになる証明書等を添えて、<u>図書館カード交付申込書</u>（様式第2号）により館長に提出し、図書館カード（様式第3号）の交付を受けなければならない。</p> <p>3 図書館カードを再交付するときは、<u>図書館カード再交付届出書</u>（様式第4号）により、速やかに館長に届け出なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 登録内容に変更が生じたときは、変更内容が明らかになる証明書等を提示し、<u>図書館カード登録内容変更届出書</u>（様式第5号）により、速やかに館長に届け出なければならない。ただし、氏名を変更する場合には、図書館カードを提出する必要がある。</p> <p>（団体貸出し）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体は、団体の組織、住所等が明らかになる証明書等を添えて、<u>図書館カード（団体用）交付申込書</u>（様式第6号）により館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。</p>

3 略

(図書館資料の寄贈)

第13条 略

2 寄贈の申込みをしようとする者は、寄贈資料に図書館資料寄贈申込書(様式第4号)を添えて館長に提出しなければならない。

3 館長は、図書館資料の寄贈を受けたときは、寄贈者に図書館資料寄贈受領書(様式第5号)を交付しなければならない。

(図書館資料の寄託)

第14条 略

2 寄託の申込みをしようとする者は、寄託資料に図書館資料寄託申込書(様式第6号)を添えて館長に提出しなければならない。

3 館長は、図書館資料の寄託を受けたときは、寄託者に図書館資料寄託承諾書(様式第7号)を交付しなければならない。

4 略

(亡失等の弁償)

第15条 図書館資料を亡失し、又は汚損した者は、図書館資料亡失(汚損)届出書(様式第8号)を館長に提出の上、現品又は相当の金額を弁償しなければならない。

2 図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、図書館施設等損傷(滅失)届出書(様式第9号)を館長に提出の上、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

3 略

(図書館資料の寄贈)

第13条 略

2 寄贈の申込みをしようとする者は、寄贈資料に図書館資料寄贈申込書(様式第7号)を添えて館長に提出しなければならない。

3 館長は、図書館資料の寄贈を受けたときは、寄贈者に図書館資料寄贈受領書(様式第8号)を交付しなければならない。

(図書館資料の寄託)

第14条 略

2 寄託の申込みをしようとする者は、寄託資料に図書館資料寄託申込書(様式第9号)を添えて館長に提出しなければならない。

3 館長は、図書館資料の寄託を受けたときは、寄託者に図書館資料寄託承諾書(様式第10号)を交付しなければならない。

4 略

(亡失等の弁償)

第15条 図書館資料を亡失し、又は汚損した者は、図書館資料亡失(汚損)届出書(様式第11号)を館長に提出の上、現品又は相当の金額を弁償しなければならない。

2 図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、図書館施設等損傷(滅失)届出書(様式第12号)を館長に提出の上、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

様式第2号(第8条、第10条関係)

様式第4号(第13条関係)

様式第5号(第13条関係)

様式第6号(第14条関係)

様式第7号(第14条関係)

様式第8号(第15条関係)

様式第9号(第15条関係)

様式第2号(第8条関係)

略

様式第4号(第8条、第10条関係)

略

様式第5号(第8条、第10条関係)

略

様式第6号(第10条関係)

略

様式第7号(第13条関係)

略

様式第8号(第13条関係)

略

様式第9号(第14条関係)

略

様式第10号(第14条関係)

略

様式第11号(第15条関係)

略

様式第12号(第15条関係)

略

議案第19号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

委員が欠けたため瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、委嘱するもの。

瑞穂市社会教育委員

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏名	住所	年数	任期	備考
1	青木 利之		新	H28.4.1~H29.3.31	前任者 日高 清

議案第20号

瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

瑞穂市スポーツ推進委員名簿

	氏名	住所	平成27年度 迄の年数	任期	備考
1	堤 卓雄		34年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
2	広瀬 真弓		25年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
3	清水 澄子		20年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
4	松尾 康史		18年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
5	堤 透		16年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
6	大友みゆき		16年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
7	宮川ひづる		12年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
8	深水 絹子		12年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
9	妻島はつ美		10年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
10	今井 里絵		9年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
11	三木 利信		8年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
12	浅野真一郎		8年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
13	臼井 順子		8年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
14	伊藤せつよ		8年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
15	若原 達夫		8年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
16	廣瀬 兼展		4年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
17	岡田 保彦		2年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
18	林 昌宏		2年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
19	吉田 厚司		2年	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
20	中村 博巳		新	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
21	江崎 隆裕		新	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
22	岩田 肇		新	H28. 4. 1～H30. 3. 31	
23	大滝 篤		新	H28. 4. 1～H30. 3. 31	